

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
令和8年度〔2026年度〕

利 用 の 手 引 き



↑市ホームページはこちらから
（申込みフォームのQR、リンク
も掲載しています）

申し込む前に**別紙5**を必ずご確認ください。



へいしゅうぐん
Heishu Hosoi

申込みフォームで
ご自宅にいなから
申し込みできます！

※インターネット環境がない場合や、各種証明書類が揃わない等の理由で申し込みフォームからの申し込みができない場合は、紙面での申し込みを受付けますので、社会教育課または各児童クラブにご相談ください。

◆受付期間◆

令和7年（2025年）

11月1日（土）～30日（日）

◆利用開始◆

令和8年（2026年）4月1日（水）～

詳しくは、8ページを参照

問い合わせ先

東海市役所（教育委員会 社会教育課）

052-613-7834／0562-38-6427（直通）

※開庁時間外は宿日直に繋がります

目 次

令和8年度〔2026年度〕放課後児童健全育成事業利用の手引き

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは	1
放課後児童対策パッケージとは	1
子ども教室開催事業とは	2
子ども教室開催事業との関係図	2
開設日・開設時間・送迎について	3
1日のプログラムの例	3
警報等発令時の対応について	4
利用できない場合について	4
用意するもの	4
利用料について	5
利用料減免について	5
保険料について	5
キャッシュレス決済サービス「enpay（エンペイ）」について	6
早朝時間の利用申出について	6
入退室管理システム「安心でんしょばと」について	7
利用予定日の入力、取消について	7
健康状態について	7
利用の注意	8
その他	8
実施場所と電話番号	9
利用手続き	
利用するためには	10
利用までの流れについて	11
申し込み時の必要書類について	11
よくある質問	12
付録	15

令和8年度〔2026年度〕放課後児童クラブ利用の手引き

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは

● 目的

小学校の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者を対象に、学校の授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図ることを目的としています。

● 活動内容

放課後児童指導員による個別・集団指導で次の内容を実施します。また、放課後子ども教室と連携し、保護者、児童が希望すれば、子ども教室へも参加することができます。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 放課後児童の家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) 放課後児童への学習支援
- (9) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、放課後児童対策パッケージの一環として実施しています。

放課後児童対策パッケージとは

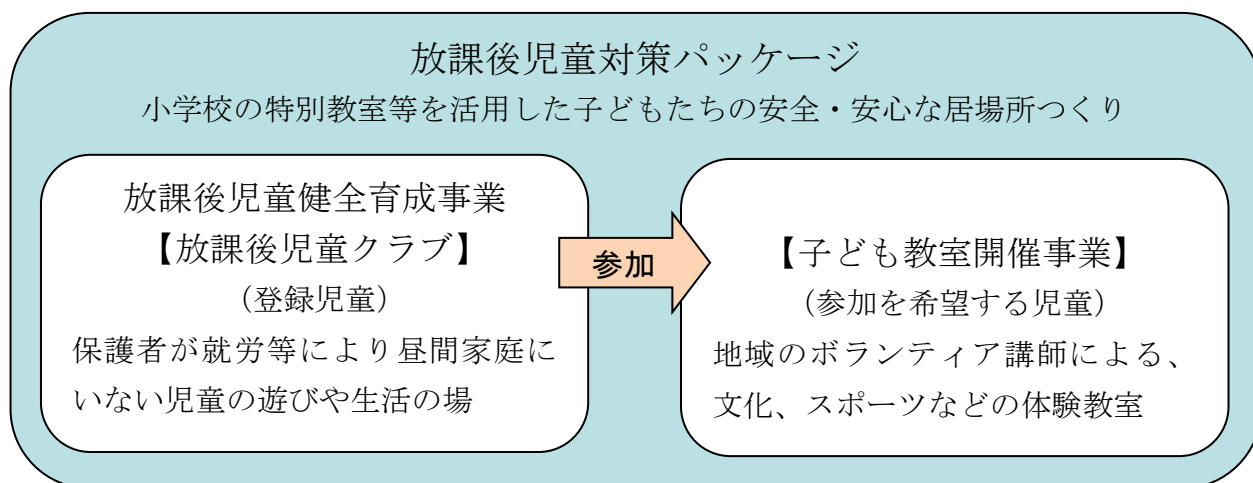
共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの待機児童解消の早期達成に向けて、取り組むべき内容をこども家庭庁・文部科学省がまとめたものです。



子ども教室開催事業とは

子ども教室開催事業は、放課後や土曜日に小学校の特別教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域住民等の協力を得て、スポーツ・文化活動等を実施します。

子ども教室開催事業との関係図



- その他に、子育て支援事業として、民間の放課後児童クラブ、児童館、子育て総合支援センターのファミリー・サポート・センター（電話 0562-85-6556）等がありますので、ご利用ください。民間の児童クラブ・児童館については、市役所こども課（電話 052-613-7658 または 0562-38-6281）までお問合せください。

児童館一覧

名和東 児童館	名和町戸石 48-10 052-601-8501	富木島 児童館	富木島町西山田 1-13 052-601-1500	養父 児童館	養父町宮山 17-1 0562-32-4614
名和 児童館	名和町塚森 25 052-601-1888	姫島 児童館	富木島町森前 2 052-604-3266	加木屋 児童館	加木屋町仲新田 43-1 0562-34-3406
泉 児童館	荒尾町泉 3 052-604-0339	大田 児童館	大田町東畑 1141 0562-33-5420	三ツ池 児童館	加木屋町三ツ池 12-74 0562-34-8842
平洲 児童館	荒尾町畑田 43-1 052-601-4310	公家 児童館	高横須賀町公家 5-1 0562-33-2194	加木屋南 児童館	加木屋町南鹿持 28-1 0562-34-7968
明倫 児童館	富木島町貴船 16-7 052-601-1220				

※緑陽児童館は令和4年度末に閉館しました。緑陽コミュニティセンターに、児童が遊べる場がありますのでご利用ください。（名和町蓮池 17-1 / 052-603-5219）

放課後児童クラブでの生活

開設日・開設時間・送迎について

利 用 時 期	時 間	説 明	送 迎
通常期（春休み・夏休み・冬休み・代休日を除く）	月曜日～金曜日 小学校の下校時間～午後 7 時	保護者がその児童を監護できない時間のみの利用できません。	迎えに来てください。
長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）・学校行事等による代休日・入学式・卒業式	月曜日～土曜日 午前 8 時 ～ 午後 7 時 （早朝利用許可の場合は 午前 7 時 3 0 分～午後 7 時）		来室時：送ってください。 退室時：迎えに来てください。
開設しない日	通常期の土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始（12月 2 9 日～翌年 1 月 3 日）など		

※春休みは、3月25日から入学式の前日まで、夏休みは、7月21日から8月31日まで、冬休みは、12月24日から翌年1月6日までです。

（注意事項）

- 1 早朝時間帯（午前7時30分から午前8時まで）の利用には、別途申請が必要です。利用の必要が認められない場合は許可しません。（詳しくは6ページ参照）
※早朝時間の利用児童がいない場合は、午前8時からの開所となります。
- 2 児童の送り迎えは、保護者が責任を持って必ず付き添ってください。
- 3 保護者が迎えに来ることができないため、やむをえず他の人に依頼した場合は、児童クラブへ必ず連絡してください。
- 4 児童クラブは午後7時完全閉所となりますので、お迎えは可能な限り午後6時45分までにお願いします。

1日のプログラムの例

時 間	1 日 開 設 の 日	授業後から開設の日
午前7時30分	児童の受け入れ 学習又は遊び	児童の受け入れ 学習タイム おやつ 遊び 順次帰宅 最終帰宅
正午	昼食（お弁当） 学習タイム 遊び	
午後3時	おやつ 遊び 順次帰宅	
午後7時（完全閉所）	最終帰宅	

※校庭や体育館などでも遊びます。

警報等発令時の対応について

- 東海市（または県全域、県西部・知多地域）に特別警報※又は暴風警報が発表された場合
または、東海市のいずれかの地区に高齢者等避難指示（警戒レベル3）以上が発令された場合

利用の状況	解除時間	実施の有無	送迎
利用前に発令されている場合	午前6時30分までに解除された場合	平常どおり実施	平常どおり
	午前6時30分以降に解除された場合	児童クラブは実施しません。	—
利用後に発令された場合	児童クラブは実施しません。		ただちに迎えに来てください。
警報発令の有無に関わらず、学校が安全管理上、閉鎖になった場合	児童クラブは実施しません。		—
警報発令の有無に関わらず、社会教育課が児童クラブを安全に実施できないと判断した場合	児童クラブは実施しません。		ただちに迎えに来てください。

※特別警報については、警報解除後も周囲の安全等が確認できるまではクラブの開所等の対応を見合せる場合がありますので児童クラブからの情報を適宜御確認ください。
※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、クラブの開所等の対応を見合せる場合がありますので児童クラブからの情報を適宜御確認ください。

利用できない場合について

※ 次に該当する場合は、放課後児童クラブの利用はできません。

- 1 インフルエンザや新型コロナウイルス等、周囲にうつる感染症と診断されたとき
- 2 インフルエンザ等により学級閉鎖又は感染予防のため学校が早帰りとなったとき
- 3 インフルエンザ等の感染予防のため放課後児童クラブが閉所となったとき
- 4 その他必要と認められたとき

用意するもの

- 1 上靴
放課後児童クラブでは、小学校の通常の昇降口ではなく、専用の入口から入室します。このため、学校の上靴とは別の専用の上靴を御用意ください。
- 2 お茶、おやつ、弁当
児童に必要な量を御用意ください。特にお茶は、不足しないよう十分な量を用意してください。また、食中毒等が発生しないよう衛生面に十分配慮してください。
おやつは、保護者の方が迎えに来たときに次の利用日分を持参してください。名前を書いた袋に1回分だけを入れ、指導員にお渡しください。食べ残した場合は、毎回、必ず持ち帰ってください。
放課後児童クラブでは弁当の配食サービスペコフリー（株式会社 PECOFREE）を導入しています。利用を希望される場合は各クラブに掲示されているリーフレットをご確認ください。
- 3 必要に応じ下着などの着替えやビニール袋を用意してください。
- 4 上靴、お茶、おやつ、着替えなどの持ち物には必ず名前を書いてください。

利用料について

○ 1～3年生・・・無料

○ 4～6年生・・・月額 3,000円

※ 納入の手続きについては別途、ご案内いたします。

※ 利用料は、利用があった月の翌月にキャッシュレス決済サービス「enpay（エンペイ）」にて請求いたします。必ず、月末までにお支払いください。

※ 放課後児童クラブは、近隣市町では有料です。東海市では、都市宣言「子育てと結婚を応援するまち東海市」を実現するため、1～3学年について無料で実施しています。4～6年生については、近隣よりも安価な設定をしています。

放課後児童クラブの運営について、皆様の御協力をお願いいたします。



利用料減免について

利用料の減免となる条件、手続き等は下記のとおりです。

希望される場合は、下表のとおりお手続きください。

※申請受付後、審査の上で減免の可否を決定します。

※減免の条件を満たさなくなった場合は社会教育課へご連絡ください。

条件	減免対象	減免期間（最長）	必要な手続き	必要書類（例）
中学生までの児童を3人以上養育している世帯の場合	児童1人	申請月～年度末	登録申込書の利用料減免希望欄へ記入	不要 ※登録申込み時に世帯情報を確認させていただきます
生活保護世帯の場合	児童全員	申請月～年度末	登録申込書の利用料減免希望欄へ記入	生活保護受給者証等
市町村民税（森林環境税は除く）非課税世帯の場合	児童全員	申請月～翌年度5月	別紙3に右記の必要書類を添付して提出	住民税課税証明書等（15歳以上（中学生は除く）の世帯全員分）
市長が特別の理由があると認める場合	必要と認められる範囲	必要と認められる期間		減免が必要な状況を確認できる書類等

保険料について

登録児童は全て傷害保険に加入していただきます。（年間800円）

児童クラブでは、事故を起こさないよう細心の注意を払っています。しかし、集団生活では思わぬ事故が起こる場合がありますので、所定の傷害保険に加入していただきます。御理解と御協力をお願いいたします。

掛金（800円）については、令和8年（2026年）4月1日（水）以降にキャッシュレス決済サービス「enpay（エンペイ）」にて請求いたします。

利用申し込みの取消をされる場合には、令和8年（2026年）3月19日（木）までに申し出てください。取消の申出がない場合、掛金800円を徴収いたします。

保険料の納期限

申込時期	保険料の請求時期	納期限
年度前（１１月～翌３月）	４月上旬	４月３０日（木）までにお支払いください
年度途中（随時）	登録決定通知と同時期	請求確認後、３０日以内にお支払いください

キャッシュレス決済サービス「enpay（エンペイ）」について

スマートフォンアプリのLINEを活用したキャッシュレス決済サービス「enpay（エンペイ）」を導入しています。利用料及び保険料の支払いについて、エンペイにLINE登録をしていただくことで、LINE画面上でクレジットカード払いやコンビニ納付、Pay払いを選択してお支払い可能となります。

また、LINEを利用されていない方につきましては、請求書を郵送いたしますので、請求書に記載の二次元コードやURLからクレジットカード払いまたはコンビニ納付が御利用いただけます。

登録方法については、登録決定通知と一緒に通知いたします。（既に登録済みの方は改めて登録いただく必要はありません）

早朝時間の利用申出について

下記の場合は、長期休業期間等の早朝時間（午前７時３０分～午前８時）の利用を認めます。

- (1) 保護者が就労等により、午前８時以降に入室できない場合
- (2) 特別な事情があり、市長が認めた場合

また、午前７時３０分の送迎では、始業時間等に間に合わない場合のみ、児童のみでの入室が可能ですが、できる限り、駐車場までは送迎してください（駐車場からの児童のみでの入室を許可します）。送迎もできない場合のみ、自宅からの児童のみでの入室を許可します。

早朝利用、児童のみでの入室はともに事前の申請が必要です。必要が認められない場合、許可しないことがあります。

児童が児童クラブ室に入室するまでは、保護者の責任となりますので、児童の安全には十分に配慮してください。

＜早朝利用、児童のみでの入室の申請方法＞

登録時に、登録フォームまたは登録申込書で早朝利用希望として申請してください。加えて、自宅からの児童のみでの入室を希望する場合は、自宅から児童クラブまでの経路図を記したもの（様式自由）を提出してください。

登録申込書提出後に状況が変わり、利用を申請される場合は、利用の１０日前（土日祝日を含まない）までに早朝利用申出書（社会教育課、各放課後児童クラブで配布、市ホームページに掲載）を提出してください。

入退室管理システム「安心でんしょばと」について

令和5年10月より入退室管理システムの「安心でんしょばと」を導入しています。安心でんしょばとにより、入退室状況の通知や児童クラブからの連絡を受け取ることができるほか、利用予定日の入力に必要となりますので、お手数ですが必ず御登録をお願いします。

なお、登録方法については、登録決定通知と一緒に通知いたします。（既に登録済みの方は改めて登録いただく必要はありません）

利用予定日の入力、取消について

- 1 利用予定把握のため、前月の25日までに入退室管理システム「安心でんしょばと」へ利用予定日を入力してください。利用者がいない場合、放課後児童クラブは実施しません。御了承ください。（予定を変更して利用する場合は、利用日3日前（土日祝日は含みません）までに入力してください。急な変更については対応できない場合があります。）
- 2 利用予定日に来室しない場合、下記の方法で連絡してください。
利用予定日の当日の午前7時30分まで…「安心でんしょばと」内メニュー「保護者から連絡」で欠席連絡。
利用予定日の当日の午前7時30分以降…放課後児童クラブへ電話連絡（病気などで学校を休む場合は、学校への連絡だけでなく放課後児童クラブにも連絡してください。）
- 3 クラブ利用に関する電話連絡を行う場合、必ず児童クラブへ連絡してください。
学校への連絡では対応できません。

健康状態について

- 1 持病、薬品まけのする児童などお預かりする上で注意する必要がある場合は、必ずお知らせください。
- 2 次のような状態で集団生活が無理な場合は連絡しますので、速やかに迎えに来てください。
 - ・ 発熱（37.5度以上）
 - ・ 咳のひどいとき
 - ・ 嘔吐や下痢のひどいとき
 - ・ 感染症の疑いのあるとき
 - ・ その他受診の必要なとき
- 3 感染症の場合、他の児童にうつる心配がなくなるまで利用できません。感染症と診断されたときには速やかに児童クラブへ連絡してください。

利用の注意

- 1 次の場合速やかに児童クラブへ連絡し、必要に応じ書類を提出してください。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 利用をやめるとき
 - (3) 同居の家族構成や家族の状況が変わったとき
 - (4) 勤務先、勤務時間が変わったとき
 - (5) 緊急連絡先を変更するとき
 - (6) 利用予定日に来室しないとき、利用予定日以外に来室が必要になったとき
- 2 利用の基準に該当しなくなったとき、偽りの届出があったときは、利用できなくなります。
- 3 登録後、感染疾患その他心身の異常等により集団生活が不相当と認める児童は、利用できなくなります。

その他

- 1 放課後児童クラブ専用の入口を必ず利用してください。
- 2 施錠されている場合は、インターホンを押して指導員を呼び出してください。
- 3 車で来室の場合は、安全に十分配慮し、校内では最徐行してください。
無断駐車は子どもたちにとって、とても危険です。児童クラブの指定する駐車場を御利用ください。
- 4 利用の必要がなくなった場合は、「放課後児童健全育成事業取消申出書（別紙4）」を提出してください。
- 5 令和8年度（2026年度）の登録申込書の受付については、以下のとおりです。
※紙での申し込みの場合、土日祝日は受付できませんのでご注意ください。

受付期間	利用可能日	登録完了 通知発送日
11月1日（土） ～11月30日（日）	4月1日（水）～	2月下旬

追加受付期間

- ①1月13日（火）～31日（土）／利用可能日は4月8日（水）～／通知発送は3月下旬
- ②3月1日（日）～15日（日）／利用可能日は4月14日（火）～／通知発送は4月上旬

※年度途中（4月1日以降）の受付の場合、利用可能日は受付日から営業日で10日目。
（P11「利用までの流れについて」を参照）



実施場所と電話番号

クラブ名	実施場所	電話番号
緑陽放課後児童クラブ A	緑陽小学校内	0 5 2 - 6 0 4 - 2 1 1 7
緑陽放課後児童クラブ B		0 8 0 - 6 9 4 0 - 0 2 5 2
名和放課後児童クラブ A	名和小学校内	0 5 2 - 6 0 4 - 1 2 0 2
名和放課後児童クラブ B		0 7 0 - 2 2 3 1 - 6 6 3 6
渡内放課後児童クラブ	渡内小学校内	0 5 2 - 6 0 3 - 3 4 3 3
平洲放課後児童クラブ	平洲小学校内	0 5 2 - 6 0 4 - 8 9 1 6
明倫放課後児童クラブ	明倫小学校内	0 5 2 - 6 0 4 - 1 2 0 6
富木島放課後児童クラブ A	富木島小学校内	0 5 2 - 6 0 3 - 3 5 1 5
富木島放課後児童クラブ B		0 9 0 - 6 3 5 8 - 7 1 8 2
船島放課後児童クラブ	船島小学校内	0 5 2 - 6 0 4 - 1 2 5 1
大田放課後児童クラブ A	大田小学校内	0 5 6 2 - 3 2 - 0 2 0 0
大田放課後児童クラブ B		0 7 0 - 7 4 0 4 - 9 2 8 0
横須賀放課後児童クラブ A	横須賀小学校内	0 5 6 2 - 3 3 - 8 9 1 5
横須賀放課後児童クラブ B		0 7 0 - 2 2 3 1 - 6 6 2 9
横須賀放課後児童クラブ C		0 8 0 - 5 7 9 2 - 6 2 3 4
加木屋放課後児童クラブ A	加木屋小学校内	0 5 6 2 - 3 2 - 0 3 0 3
加木屋放課後児童クラブ B		0 8 0 - 6 9 4 0 - 0 2 7 1
加木屋放課後児童クラブ C		0 9 0 - 3 8 1 5 - 6 9 8 7
三ツ池放課後児童クラブ	三ツ池小学校内	0 5 6 2 - 3 4 - 5 6 2 0
加木屋南放課後児童クラブ A	加木屋南小学校内	0 5 6 2 - 3 5 - 4 9 1 5
加木屋南放課後児童クラブ B		0 9 0 - 6 3 5 8 - 7 1 7 8
加木屋南放課後児童クラブ C		0 9 0 - 6 3 5 8 - 7 1 7 3

- 電話の対応時間は、利用時間に同じです。

平日：午後 2 時～ 7 時 土曜日・代休日：午前 7 時 3 0 分～午後 7 時
土曜日を除く長期休業日：午前 7 時 3 0 分～午後 7 時

- 利用時間以外の場合は、ファックス又は留守番電話を御利用ください。

※緑陽、名和、富木島、大田 クラブ A… 1～2 年生／クラブ B… 3～6 年生
※横須賀、加木屋、加木屋南 クラブ A… 1 年生／クラブ B… 2 年生／クラブ C… 3～6 年生



問い合わせ先：東海市役所（教育委員会 社会教育課）

電話番号等は本手引きの表紙をご確認ください。

利 用 手 続 き

利用するためには

市内の小学校に在籍している児童で、当該児童の保護者及び同居する親族等のいずれもが、次のいずれかの事由で昼間家庭にいないため、その監護を受けることができない児童が対象です。

「放課後児童健全育成事業登録申込書」（別紙１）に必要な書類を添付して児童クラブ又は、教育委員会社会教育課（市役所６階）へ提出してください。

※就労証明書の有効期限は、証明日から３か月間です。

	利用対象事由		必 要 な 書 類 （例）
1	就労	保護者が、労働を理由とし、昼間その児童の監護にあたる者がいない場合	その児童と同居する親族等（６５歳未満）の状況がわかる書類（父母兄弟、祖父母等が同居している場合） (1) 父親の状況 就労証明書 (2) 母親の状況 就労証明書 (3) 祖父（６５歳未満）の状況 就労証明書 (4) 祖母（６５歳未満）の状況 就労証明書 (5) 兄（大学生）の状況 在学証明書又は学生証の写し (6) 姉（社会人）の状況 就労証明書 (7) その他児童と同居する１８才以上の方 就労証明書
2	出産の前後	母親等が、出産又は出産予定月前２か月、出産月後２か月のうち必要な期間（多胎児については予定月前３か月から利用可）	その児童と同居する親族（６５歳未満）の状況がわかる書類（父母、祖父母が同居している場合） (1) 父親の状況 「就労証明書」 (2) 母親の状況 「医師又は助産師の出産（予定）証明書」又は「母子健康手帳の写し」 ※母子健康手帳の写しの場合は、手帳表紙と出産予定日が記載されているページの写しが必要です。 (3) 祖父（６５歳未満）の状況 就労証明書 (4) 祖母（６５歳未満）の状況 就労証明書
3	疾病等	保護者が、病気又は心身に障害を有しており、児童の監護に当た者がいない場合	その児童と同居する親族（６５歳未満）の状況がわかる書類（父母、祖父母が同居している場合で母親が病気の場合） (1) 父親の状況 「就労証明書」 (2) 母親の状況 「医師の証明書」等状況により必要な書類 (3) 祖父（６５歳未満）の状況 就労証明書 (4) 祖母（６５歳未満）の状況 就労証明書

4	介護	その児童の家庭に長期にわたる病人又は心身に障害のある人がいるため、居宅内又は居宅外で常時介護をしており、かつその児童の監護にあたる者がいない場合	その児童と同居する親族（65歳未満）の状況がわかる書類（父母、祖父母が同居している場合で母親が親族の介護をしている場合） (1) 父親の状況 「就労証明書」 (2) 母親の状況 被介護者の「医師の証明書」又は「介護保険被保険者証の写し」等状況により必要な書類 (3) 祖父（65歳未満）の状況 就労証明書 (4) 祖母（65歳未満）の状況 就労証明書
5	特例	上記 1 から 4 に準ずる状態と市長が認めた場合	その児童と同居する親族（65歳未満）の状況がわかる書類

※ 同居の親族が65歳以上の場合は、その親族の状況のわかる書類は必要ありません。

利用までの流れについて

- 1 申し込みフォーム（開設期間は限定されています）から入力をするか、登録申込書と添付書類を児童クラブ、市役所（教育委員会 社会教育課）へ提出してください。

年度途中の登録手続きについては、登録申込書等を受付した日から起算して営業日ベースで10日目を利用開始日としていますので、登録申込書等はできるだけ早く提出してください。

- 2 審査し、利用の可否を通知します。

なお、審査の過程で書類の不備や確認すべき点等があった場合、記入いただいた連絡先にお電話させていただく場合があります。

052-613-7834（社会教育課）からの電話について、受信できるように設定ください。

注）受付期間内（11月中）での申込の方は、2月下旬頃に登録完了通知をさせていただきます。

申し込み時の必要書類について

下記書類を記入の上、提出してください。

※ 提出する際には、別紙5のチェックリストを確認の上、提出してください。

- ・放課後児童健全育成事業登録申込書（別紙1）（フォームからの申し込みの場合は不要）
- ・就労証明書（別紙2）等

よくある質問

■登録に関して■

Q 就労証明書（別紙２）は、企業等の独自の様式や市内保育園の様式を代用できますか？

A 市内保育園の様式のみ代用できます（令和８年度入所申込用に配布されたものに限ります。）が、内容が不十分な場合は再提出していただくことがあります。万が一、勤務先で就労証明書を作成することができないという場合は、社会教育課までご相談ください。

Q 登録から利用開始まで営業日で１０日目となっていますが、市役所へ書類を提出した場合、利用開始が早くなることがありますか？

A 児童クラブ及び市役所どちらに提出して頂いても、提出日から営業日で１０日目の利用開始となります。

Q 兄弟姉妹で登録する場合、就労証明書（別紙２）は登録する児童の人数分必要ですか？

A 登録する児童分の就労証明書は必要ありません。

Q 引越して市外から市内の小学校に転入する場合、児童クラブの手続きはいつから行えますか。

A 学校での転入手続き中又は手続き後、社会教育課へお問い合わせください。

Q 登録申込書（別紙１）の緊急連絡先を近くに住む親族等で３つ書くことができない場合どうしたらよいですか？

A 親族の方に限らず、ご友人等でも構いません。

また、緊急時の対応ができるように、できるかぎり近くにお住まいの方の登録をお願いします。

Q 個人事業主等でフリーの仕事をしている場合、就労証明書（別紙２）はどのように書いたらよいですか？

A 状況を詳しくお聞きしますので、社会教育課までお問い合わせください。

Q 来年度の登録の募集が始まっている時期に、今年度の申し込みと来年度の申し込みを同時にする場合、就労証明書（別紙２）は今年度分と来年度分どちらも提出する必要がありますか。

A 来年度分の就労証明書を今年度分の就労証明書として代用できますので、２枚提出していただく必要はございません。

Q 来年4月から子どもが大学生になるため、在学証明書又は学生証の写しを11月の申込期間中に用意できない場合どうしたらいいですか。

A 在学証明書又は学生証の写しは、大学入学後、用意が出来次第のご提出をお願いします。なお、証明書類の添付ができない場合は、仕様上、フォームからの申し込みができませんので、登録申込書での申し込みをお願いします。

■利用に関して■

Q 11月の申込期間中に登録申込書等を提出すれば、新1年生でも4月1日（入学式前）から利用できますか？

A 入学前の新1年生であっても申込期間中に登録申込書等をご提出していただき、登録が完了すれば利用は可能です。

Q 4月1日から就業する予定ですが、11月の申込期間中に就労証明書を提出することができない場合は、4月1日から利用することはできませんか。

A お手数になりますが、一度社会教育課までご相談ください。

Q 保護者が学校行事等へ参加するときに預けることはできますか？

（例：PTA 総会、PTA 役員会、懇談会、卒業式など）

A 保護者が学校行事等へ参加するときの預かりは、児童クラブに登録していない方（できない方）との公平性を保つため、原則できません。御理解の程、よろしくお願い致します。

ただし、例外として、学校側が行事に参加する保護者の児童の預かりを行う場合のみ、学校側の預かりと同様に児童クラブでも預かります。

（例：PTA 総会時、学校側の預かりが1・2年生のみであれば、児童クラブの預かりも1・2年生のみ など）

詳しくは、登録の児童クラブまでお問い合わせください。

Q 長期休み（春夏冬休み）だけの利用は可能ですか？

A 可能です。一度ご登録頂ければ、必要な時にご利用していただけます。

ただし、児童出入簿の提出が必要となりますので、提出日等の詳細については登録の児童クラブへお問い合わせください。

Q 利用予定日の入力期限が前月の25日までとなっていますが、シフト勤務等により月単位で勤務シフトが決まらない場合はどうすればよいですか？

A 25日の段階で分かっている分の利用予定日をご入力ください。その後、シフト等が分かり次第、入力していただければ結構です。

ただし、利用予定日の変更は3日前（土日祝日は含みません。）までとなっております。

Q 学校が早帰りの日は、児童クラブも早い時間から開所しますか？

A 学校の年間スケジュールに合わせて開所するため、4月前半等、授業時間数が少なく下校時間が早い日は開所します。学級閉鎖や悪天候等による急遽の下校の場合は開所できない場合があります。

Q 通常期（学校の授業がある時）の土曜日は預けられますか？

A 児童クラブの預かりは行っておりません。

なお、児童クラブに登録している児童は、土曜日に限り児童館でお弁当を食べることができますので、利用されたい児童館までお問い合わせください。

Q インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等で、児童が通う学級や学年が閉鎖した場合、児童クラブは利用できますか？

A 児童自身がインフルエンザ等でなくとも、その児童が所属する学級、学年の閉鎖の判断があった場合は、感染拡大防止のため利用することはできません。

Q 在宅勤務やテレワークでの勤務形態の場合、児童クラブを利用することはできますか。

A 利用することはできます。ただし、就労証明書（別紙2）で、在宅勤務やテレワークがある旨を証明してください。

Q 事情により、児童の入室方法（送迎の有無）について配慮してほしい場合はどうしたらいいですか？

A 状況を詳しくお聞きしますので、社会教育課までお問い合わせください。

■利用料に関して■

Q 児童クラブに登録したら、利用しなくても毎月の利用料は発生しますか？

A 利用した月のみ利用料が発生します。なお、登録児童は全員保険に加入していたため、保険料の掛金（年間800円）は必ず発生します。

Q 利用料減免（市町村民税非課税世帯）に必要な住民税課税証明書はどこでもらえますか？

A 市役所1階の税務課で発行します（1枚あたり手数料200円が必要）。

Q 兄弟姉妹で減免申請する場合、添付書類（住民税課税証明書、生活保護受給者証等）は申請する児童の人数分必要ですか？

A 減免申請する児童分の添付書類は必要ありません。

【その他】

◆早朝利用申請（6 ページ参照）の受理判断について

保護者の方の始業時間、通勤時間、弟・妹の保育園等への通園状況によって、可否を判断しております。

従って、上記条件を確認し、午前8時以降の入室や、児童クラブまでの送迎が可能と判断した場合は、申し出をお断りする場合がございます。

◆お迎えの時間について

児童クラブの閉所時間は午後7時となっています。そのため、午後7時に児童クラブが完全閉所できるよう、お迎えは可能な限り午後6時45分までにお願いします。

また、退所時間に間に合わない事情がある場合は、ファミリーサポートセンター等の利用をご検討頂いております。

なお、退所時間に間に合わない事が頻繁にある場合は、利用ができなくなる場合もございますのでご承知おきください。



付 録

基本的には申し込みフォームからお申し込みいただきますが、申し込みフォームでの申し込みができず、登録申込書で申し込む場合は、●が提出時に必要となる書類です。

- 放課後児童健全育成事業登録申込書（別紙1）及び記入例
登録は年度単位で行います。
- 就労証明書（別紙2）及び記入例
登録後、就労状況が変更された場合には、随時提出してください。
- 放課後児童クラブ利用料減免申請書（別紙3）
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯等を理由に減免申請する場合は提出してください。
- 放課後児童健全育成事業取消申出書（別紙4）
放課後児童クラブを利用する事由がなくなった場合に、提出してください。
- 放課後児童クラブ登録申し込みチェックリスト（別紙5）
- 保護者の皆様へのお願い（別紙6）

問い合わせ先

東海市役所（教育委員会 社会教育課）

０５２－６１３－７８３４／０５６２－３８－６４２７（直通）

※開庁時間外は宿日直に繋がります